

平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・**拡充**・**延長**・その他）

府省庁名 農林水産省

No 7

対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税（利子割） 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（軽油引取税）
要望項目名	軽油引取税の課税免除の特例措置の恒久化（農業関係）
要望内容（概要）	<p>農業用機械等の動力源に供する軽油に係る軽油引取税の課税免除の特例措置の恒久化。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 農業用機械等の動力源に供する軽油を使用する農業者等。 ・ 特例措置の内容 農業用機械等の動力源に供する軽油の引取りについては、所定の手続きを経た上で軽油引取税（32,100円/kl）の課税が免除される。
関係条文	地方税法第144条、地方税法附則第12条の2の7
減収見込額	（初年度） - （ - ） （平年度） - （▲10,329） （単位：百万円）
要望理由	<p>（1）政策目的 農業生産を行う上で、軽油は必要不可欠な生産資材であり、軽油引取税の免税措置を講じることにより、農業者の生産コストの負担を軽減し、農業者の経営安定と農産物の安定供給を確保することを目的としている。</p> <p>（2）施策の必要性 本税制措置は、軽油使用量の多い規模の大きな農業者を中心に全国約31万戸の農業者に活用されており、生産コストの低減や農業経営の安定に重要な役割を果たしている。 また、既存の農業者だけでなく、新規参入を検討する潜在的な農業者が、今後の事業計画や経営計画の見通しに関する中長期的な透明性・安定性を確保するためにも必要不可欠な措置である。 特に、軽油価格が上昇傾向にある中で、農業者にとって軽油コストの負担軽減に大きな効果を有する本措置の重要性は一層高まっており、恒久化は必要不可欠である。 仮に本措置を廃止した場合、農業者はそのコスト増を農産物価格に転嫁することができないため、全国の農業者の経営に深刻な打撃を与える。特に、東日本大震災により壊滅的な被害を受けた被災地域では、早急な復旧・復興に全力を挙げているところであり、被災地域における農業生産の復旧・復興を迅速に進める観点からも本措置の恒久化は必要不可欠である。</p>
本要望に対応する縮減案	なし

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 食料の安定供給の確保</p> <p>《政策分野》 国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化</p>								
	政策の達成目標	生産コストの低減により農業者の経営の安定を図り、農産物の安定供給を確保することを達成目標としている。								
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成24年4月1日から恒久化。								
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。								
政策目標の達成状況	農業分野における平成21年度の免税軽油制度の利用者は、約31万人に上るなど、比較的規模が大きく軽油使用量の多い農家を中心とした多くの農業者が本税制措置を受益しており、軽油価格の上昇など農業経営をめぐる状況が厳しくなる中で、農業者の経営の安定及び農産物の安定供給の確保に貢献している。									
有効性	要望の措置の適用見込み	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>24年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者数(千人)</td> <td>309</td> </tr> <tr> <td>適用数量(千kl)</td> <td>322</td> </tr> <tr> <td>減税見込額(百万円)</td> <td>10,329</td> </tr> </tbody> </table>	区分	24年度 (見込み)	対象者数(千人)	309	適用数量(千kl)	322	減税見込額(百万円)	10,329
	区分	24年度 (見込み)								
対象者数(千人)	309									
適用数量(千kl)	322									
減税見込額(百万円)	10,329									
要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	<p>軽油価格の上昇に伴う生産コスト増加分を農産物価格に転嫁することが困難な中、農業の経営コストは増加しており、本税制措置の廃止によるさらなる費用負担は農業経営に悪影響を与えるため、農業者の経営の安定を図り、農産物の安定供給を確保するためには本税制措置は有効な手段である。</p> <p>また、本税制措置を恒久化することで、今後の中長期的な事業計画や経営計画を見通すことが可能になり、新規参入等による農業の大規模経営化や担い手農家の確保を効果としてもたらす。</p> <p>特に、農業者が東日本大震災からの復旧・復興に努力している中、軽油価格が上昇傾向にあるなど、農業生産コストが増加する中で、本税制措置は農業者の経営安定に寄与している。被災地域での農業生産の復旧・復興を迅速に進める上でも廃止できる状況にはない。</p>									
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし								
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし								
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし								
	要望の措置の妥当性	<p>農業の場合、生産コストの増加を農産物価格に転嫁することが困難であり、本税制措置が廃止された場合、実質増税となり生産コストが増加し、農業経営に直接的に深刻な悪影響が及ぶ。生産品目に関わらず、全国の農業者の経営安定に広く貢献する効果をもたらす仕組みであり、他の支援措置ではかかる拡がりのある効果をもたらすことは困難。</p>								

税負担軽減措置等の 適用実績	区分	17年度 (実績)	18年度 (実績)	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)
	対象者数(千人)	342	344	331	313	309
	適用数量(千kl)	282	286	293	308	322
	減税額(百万円)	9,049	9,184	9,411	9,894	10,329
税負担軽減措置等の 適用による効果(手段 としての有効性)	農業所得が減少する中、本税制措置は生産コストの低減を通じて、31万人と極めて多数の農業者の経営の安定とともに、農産物の安定供給の確保に貢献している。					
前回要望時の 達成目標	—					
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の 理由	—					
これまでの要望経緯	平成21年度税制改正により、道路特定財源から一般財源化され、平成24年3月31日までの適用期限が設定。					